

社会福祉協議会 方針書 (平成27年度)

事務局 長 名

小 池 英 彦

1 社協の役割

社会福祉協議会は、10係で構成

- ①総務管理係 理事会・評議員会・庶務・経理・給与・住民会費・福祉センター管理運営・老人福祉センター管理運営・赤い羽根共同募金、配分金・福祉車輛貸出・屋内ゲートボール場管理運営・自主防災・行路者旅費・職員衛生管理
- ②地域福祉係 地区社協・福祉啓発・心配ごと相談・介護職員初任者研修・地域懇談会・生活一時資金貸付・福祉体験・ボランティア育成・有償サービス・高齢者支援給食サービス・介護者リフレッシュ・福祉団体助成・福祉輸送サービス・要援護者システム・災害支援・認知症介護総合推進事業
- ③介護支援係 居宅介護ケアマネジメント
- ④ふれあい訪問介護係（ホームヘルプサービス） 介護保険訪問・介護予防訪問・生きがい訪問・障害福祉訪問・訪問入浴
- ⑤ふれあい通所・短期入所係（デイサービス） 介護保険通所・介護予防通所・障害福祉通所
（ショートステイ） 介護保険短期入所・介護予防短期入所・生きがい短期入所
- ⑥地域活動支援センター係（福祉共同作業所「赤とんぼ」） 障害者就労支援・作業受託・地域交流
- ⑦一本松の家事業係（小規模多機能型居宅介護事業所） 包括的な介護保険居宅介護と地域交流・認知症地域支援
- ⑧清泉荘通所・短期入所係（デイサービス） 介護予防通所・生きがい通所・特定高齢者介護予防
（ショートステイ「やすらぎ」） 介護保険(予防)・生きがい短期入所
- ⑨清泉荘訪問介護係（ホームヘルプサービス） 介護保険訪問・介護予防訪問・生きがい訪問・障害福祉訪問
- ⑩清泉荘複合事業係（デイサービス「かがやき」） 介護保険(予防)・生きがい通所介護（支援ハウス「ひだまり」）生活支援ハウス

など業務に取り組むとともに町の総合的な福祉の役割を担っています。

2 社協の職員数

職員数（平成27年4月1日現在）

・ 社会福祉協議会職員 147 人

（管理 7 人 総合 34 人 一般 38 人 派遣 2 人 臨時 21 人 パート 45 人）

3 社協の予算規模

平成27年度富士見町社会福祉協議会予算概要

事業活動（法人運営・受託事業・介護福祉）649,629 千円
施設整備等（法人運営・介護福祉）1,510 千円
その他の活動（法人運営・受託事業・介護福祉）20,475千円

参考）依存的財源（町補助金・町受託金）139,454 千円

4 社協の方針

■ 局長方針

- ・各施設の適正な事業運営
- ・社協職員に対する適正な人事管理
- ・新たな介護予防・生活支援への取り組みによる地域包括ケア体制の整備
- ・地域安心ネットワーク体制づくり事業の推進（支え合いマップづくり）

■ 社協の実施方針

社会福祉協議会は、富士見町における社会福祉関係事業の健全な発達及び関連事業の活性化を積極的に進めます。少子高齢化をはじめ、社会環境の変化により、地域において人間関係の希薄化・孤立化など様々な問題が生じています。これらは、社会保障制度の改革にともない、地域包括ケア体制の確立、生活困窮者の自立支援が重要な地域福祉課題として取り組みが求められています。社会福祉協議会は、このような状況において、関係機関との連携、町民の参加による『誰もが自分らしくそして共に支えあえる地域作り』を目指し、職員が一体となって「住民が地域で暮らすことの実現」が図られるよう事業を展開します。

介護保険制度の開始以前より、当社会福祉協議会は介護関係サービス事業の推進を積極的に進めていますが、今後、個別支援を重点とする通所・訪問介護の一体的で質の高いサービス提供、利用者個々の意欲を引き出し生活機能改善を目指した介護予防、小規模多機能型居宅介護事業とあわせて自宅で暮らし続けることのできる24時間365日の支援体制確立を目指してまいります。

また、介護保険制度改正による地域支援事業への取り組みは、介護サービスの地域福祉事業化を目指し包摂した支援が求められています。地域包括ケア体制の確立は、生活困窮者の自立支援、社会参加・居場所づくりと連動することでより効果的な支援が行われ、災害時においてもより有効です。今後、家事支援・外出支援などの生活支援サービスの充実や地域の居場所・介護予防への取り組みを地域支え合いマップづくりと合わせ、更に従来町民参加による支え合いの取り組みをより地域に密着し推進してまいります。

5 各係の重点事業とその目標

（平成27年度実施事業）

■ 総務管理係

1 協議会一般事業

- ①社会福祉協議会住民会員の募集
社協の目的に賛同し、目的達成のための必要な援助を行う会員を町内全戸より募集します。
- ②福祉車輛貸出事業
福祉車輛の貸出を行い、障害者・寝たきり老人等の社会参加・生活圏の拡大を実施します。
- ③屋内ゲートボール場運営事業

- 高齢者を中心に幅広い年代層においての、雨天・冬期の運動不足の解消と町民の健康増進。
- ④ 行路者旅費支給
所持金のない行路者に対して定額の旅費を支給します。
 - ⑤ 職員衛生管理
社協職員の心身の健康管理を行います。
 - ⑥ ホームページ管理
ホームページにより、福祉・介護事業やサービスに関する情報の提供や、地域福祉の啓発を行います。

2 施設車輛管理事業

- ① 福祉センター（ふれあいセンターふじみ）管理運営
町民の健康増進・教養の向上・レクリエーション等の機会を提供。
- ② 老人福祉センター機能・屋内ゲートボール場（清泉荘）管理運営事業
高齢者を中心に町民の健康増進・教養の向上・レクリエーション等の機会を提供します。

3 赤い羽根共同募金及び配分事業

- ① 赤い羽根共同募金運動（長野県共同募金会富士見町支会事業）10月～12月
民間福祉団体の財源確保のための赤い羽根共同募金運動と歳末助け合い運動を実施します。
- ② 配分金事業
 - ・ 70歳以上のひとり暮らし老人または高齢者世帯等を対象に、会食及び配食サービスを毎月1回実施します。
 - ・ 福祉団体助成事業（2団体）
 - ・ 町内の福祉団体に補助金を交付する。（身体障害者福祉協会・手をつなぐ保護者の会）
 - ・ 地区社協・小地域福祉活動に対して補助金を交付します。

■ 地域福祉係

1 地域福祉一般事業

- ① 高齢者支援事業
敬老行事補助金交付。（70才以上の者×700円）
- ② 福祉団体助成事業
町内の福祉団体に補助金を交付し、地域福祉の推進をします。（遺族会・人権擁護委員会等）
- ③ 地区社協、小地域福祉活動推進事業
 - ・ 地区社協設置説明会・小地域福祉活動地区懇談会。
 - ・ 地区社協・小地域福祉活動補助金交付事業。
 - ・ 地区社協活動支援研修事業。
 - ・ いきいきサロンの推進と支援
- ④ 地域福祉啓発事業
 - ・ いきいき社協（社協だより）の発行。（毎月町内全戸に配布）
 - ・ 富士見町社会福祉協議会ホームページの活用。
 - ・ ボランティア活動の活性化支援や必要機材の貸出。
- ⑤ 生活支援事業
 - ・ 心配ごと相談所運営事業。（月1回開設）
 - ・ 高齢者及び障がい者の権利を擁護する為の生活支援。
- ⑥ 介護職員初任者研修事業
介護人材の確保を図り、また地域住民に介護知識を学び、福祉に触れる機会を提供します。
- ⑦ 懇談会の開催
地域関係者等と懇談会を開催し、地域福祉のニーズを把握します。
- ⑧ 生活一時資金貸付事業
生活つなぎ資金として、資金貸付を行います。
- ⑨ 生活福祉資金等貸付事業
県社協事業の生活福祉資金等の貸付を活用し、低所得の世帯や高齢者世帯などに対し支援します。
- ⑩ 地域福祉活動計画
町が策定した地域福祉計画に基づき活動計画の推進。
- ⑪ 地域安心ネットワーク体制づくり事業
町や包括支援センターと共働して援護者と支援者をつなぐ「地域支えあいマップ」を、地域に出掛け地域住民と作成すると共に、地域住民の相互支援活動や災害時の対応システムの構築を推進します。
- ⑫ 生活困窮者自立支援法に対する取り組み
関係機関と協力し、自立支援に向けた取り組みを検討します。

2 福祉のまちづくり事業

①福祉体験事業

- ・手話のボランティアの支援（手話講習会の開催、手話サークルの支援）
- ・サマーチャレんじ事業（夏休み期間を利用しての学生、一般社会人が対象のボランティア体験）
- ・福祉体験教室（小学3年以上の小・中学生を対象に福祉教育の実施）
- ・社会福祉協力校指定事業（町内5小中高校の実施する福祉活動に対し補助金の交付）
- ・在宅介護者教室（家庭での介護知識・介護技術等の研修の実施）

②ボランティア育成事業

- ・町内の福祉団体に補助金を交付
- ・ボランティア活動の個人・団体を登録。（ふじみお助け登録）
- ・登録ボランティアの研修とボランティア育成研修。
- ・県・ブロックボランティア関係研修会への参加。
- ・ボランティアの育成を目指し、ネットワークシステムの構築。

③災害支援事業

- ・災害ボランティアの育成。
- ・災害時のボランティアセンターの設置と定期的な訓練。
- ・災害に対しボランティアの派遣。

3 地域福祉支援事業

①福祉輸送サービス事業

自力で交通機関等を利用できない高齢者・障害者等の医療機関への送迎を行います。

②地域支援事業富士見町給食サービス事業（おたっしや給食サービス）

給食の配達を行うと共に、地域の方々の見守りも併せて行います。

③有償福祉サービス事業

介護保険対象外の方や支給限度額を超えた方で必要に応じ有償で福祉サービスを提供します。

④在宅介護者リフレッシュ事業

在宅介護者の相互交流、健康相談、介護技術の学習を行います。

■ 介護支援係（介護支援事業）

1 介護保険法に基づく居宅介護支援（ケアマネジメント）の実施。

- ①チームケアの中心的役割を担い、事業所間の連携、地域住民等の支援者との協力体制を整えます。
- ②増加する利用者に対し適切に対応すべく、職員体制の充実を図ります。
H26 目標値250名/月（236名） 職員体制9名
⇒ H27 目標値240名 職員体制8名

■ ふれあい訪問介護係・清泉荘訪問介護係（訪問介護事業・訪問入浴介護事業）

現行拠点 ふれあい（2チーム） 清泉荘（1チーム）

1 介護保険訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・町訪問サービス事業（生きがい訪問サービス）・障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）・訪問介護入浴事業の実施。

- ①より重度になっても自宅で暮らすことができるよう、身体介護に対するスキルアップに努めます。
- ②24時間365日の支援体制を目指し、緊急時の訪問及び体制の構築を目指します。

ふれあい訪問介護	H26 月1,220回	⇒	H27 月1,250回
清泉荘訪問介護	H26 月725回	⇒	H27 月 780回
訪問入浴介護	H26 月18回	⇒	H27 月 18回

■ ふれあい・清泉荘通所・短期入所係・清泉荘複合事業係（通所介護事業）

1 介護保険（介護予防含む）通所介護事業の町通所サービス事業（生きがい通所サービス）・障害福祉サービス事業（生活介護）の実施。

- ①職員のスキルアップによるより質の高いサービスの提供をします。
- ②長時間の利用、時間延長など、利用者の生活や介護者の都合に合わせた柔軟なサービス提供。
- ③利用者個々に自ら意欲を持って活動できるメニューの開発（かがやき）

ふれあい通所	H26 月810回	⇒	H27 月750回
清泉荘通所	H26 月820回	⇒	H27 月580回
かがやき	H26 月400回	⇒	H27 月550回

1 介護保険（介護予防を含む）短期入所事業・町短期入所事業（生きがい短期入所サービス）を実施します。又、葬祭等の緊急時の対応。

- ①緊急時の利用に迅速に対応することで、安心した在宅での生活を確保いたします。

- ②職員のスキルアップによるより質の高いサービスの提供を行います。
ふれあい短期 H26 月195回(184回) ⇒ H26 月230回
清泉荘短期 H26 月190回 ⇒ H27 月240回

■ 一本松の家事業係（小規模多機能介護事業）

1 介護保険小規模多機能型居宅介護事業の実施

- ①個別ケアを突き詰めることにより、認知症ケアの充実に努めます。
②自宅での暮らしぶりに深く関わり、家族・地域とともに在宅での生活を支援いたします。
③サテライト開設の検討を行います。
H26 登録月24.7名(24.2名) ⇒ H27 登録月27名

2 住民福祉活動拠点（地域交流）

- ①施設機能を最大限に発揮することができるよう、地元住民、地域団体等を中心に利用促進。
②独自の催しなどを行い、地元住民を中心とした福祉活動・健康づくり交流の場を目指します。
③認知症地域支援の拠点として、医療・福祉関係者の連携を中心に認知症の理解推進、徘徊時の見守り体制の整備を目指します。（認知症対策総合推進事業・町委託）

■ 一本松の家事業係・清泉荘複合事業係（特定高齢者介護予防事業）

1 特定高齢者介護予防事業 地域包括支援センターより委託を受け、特定高齢者を対象に、認知症予防等を実施します。

- ①地域包括支援センターと連携し、特定高齢者の介護予防に努めます。
H26 2教室 ⇒ H27 2教室 運動機能 複合福祉施設
認知症予防・閉じこもり 一本松の家

■ 清泉荘複合事業係（生活支援ハウス事業）

1 生活支援ハウス（町受託） 独立して生活するには不安のある方に住まい・生活相談・緊急時の対応・地域住民との交流などのサービスを提供します。（6部屋・8人）

- ①居住環境により冬期に介護保険施設等に入所するといった状況を回避し、継続した地域での生活を目指します。
②外部利用サービスとの連携により、より重度の利用者の利用も可能となるように努めます。

介護サービス関連事業（各係共通）

⇒地域包括ケア体制の整備に向けての取り組み

町内（日常生活圏域）における総合的・包括的支援体制の整備

○介護サービスの充実 ○生活支援事業・地域支え合い体制の整備 ○医療連携

⇒介護報酬改定に向けての取り組み

1 緊急通報システム事業と定期巡回・随時訪問介護事業の開設

町緊急通報システムと連携し、24時間の介護コール体制の確保・緊急時の対応に向けて取り組みを行います。同時に第6期介護保険計画に基づき地域密着サービスとして、定期巡回・随時訪問介護事業開設に向けた準備を進めます。

2 重度化予防に向けて取り組み

利用者へのアセスメントを強化し、全てのサービスにおいてサービスの基本に個別支援・意欲習得に向けたアプローチを行い、利用者の残存能力の活用、重度化予防を目指した介護を行います。

3 介護予防に対する取り組み

介護予防事業を各拠点で行うほか、デイサービスかがやきのサテライト的運営を身近な集落・区などで介護予防の取り組みが行えるよう住民を巻き込んだ介護予防事業に取り組み、地域におけるサロン活動を行います。

4 生活支援サービスの充実と様々な機関（住民・企業・商店・団体など）との連携

生活支援サービスにおけるコーディネーターとしての役割を担い、住まい・食事・買い物・移動・掃除・金銭管理などの生活支援を行う体制づくりに取り組みます。

5 介護事業所を拠点とする地域福祉活動の推進

ふれあいセンターふじみ 複合福祉施設清泉荘（清泉荘デイ） 一本松の家の3つ事業所が、子どもから高齢者まで、元気な方から、介護を必要とする方まで幅広く関わることで地域福祉活動の拠点を目指します。また、介護サービスだけに限らず、個別のニーズに合わせた、柔軟なサービス提供や新たな取り組みを地域安心ネットワーク体制づくり事業と併せ積極的に行います。

■ 地域活動支援センター係

1 町からの委託を受け、地域活動支援センター（福祉共同作業所「赤とんぼ」）の運営を行います。

ひとりひとりに対して社会性を促し、生活と経済の自立を支援します。

薪の販売、ハーブの小葉取り、ハーブ湯の袋詰め、ブックカバーの作成、寄せ植え鉢の販売、牛乳パック・広告雑誌の回収と分別、アルミ缶の回収、トイレットロールの販売、野菜づくり等、各種受注作業、喫茶店の運営。（移動カフェ）

障害者スポーツ大会、各種バザーの参加、諸学校やボランティアの方々との交流。